

地方からの提案個票

<各府省第2次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
4	指定都市・中核市が設置する保育所の指導監査権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲	1
25	一級建築士免許等に係る都道府県経由事務の廃止及び申請窓口等の一本化	4
28	家畜伝染病に係るワクチン接種の民間獣医師による実施を可能とする見直し	7
16	乳がんの集団検診(マンモグラフィ)における医師の立会いを不要とする見直し	10
39	地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の適用	13
32	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届出の一部省略	16

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

50

提案区分

A 権限移譲

提案分野

その他

提案事項(事項名)

指定都市又は中核市が設置する保育所等の指導監査権限移譲

提案団体

岡山県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方自治法施行令を改正し、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が設置する保育所等の指導監査権限を都道府県から指定都市等に移譲する。

具体的な支障事例

現行の地方自治法施行令の規定では、指定都市等に所在する保育所は、設置を初めとして人員、設備等運営に係る変更や休止、廃止に関する権限を指定都市等が有している一方で、公立保育所の指導監査に関する権限のみを都道府県が行使することとされている。これは、指定都市等以外の市町村に所在する公立保育所や内閣府が所管する幼保連携型認定こども園に対する権限のあり方とは異なるものであり、都道府県は指導監査に必要な情報を指定都市等から一つ一つ収集する手間が発生するため、都道府県が円滑に指導監査を実施する上で支障が生じている。

なお、地方自治法施行令において都道府県が指導監査を行うこととされている指定都市等が設置する他の公立施設についても同様である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

内閣府が所管している幼保連携型認定こども園と同様に、保育所に係るすべての権限を指定都市等に一元化することにより、円滑に指導監査を実施できる。また、同一の行政区域にある同一の性格を持つ施設には一つの指導監督権者が対応することで、地域の状況に即した基準条例に基づく指導監督が実施できる。

なお、指定都市等は、地方自治法施行令において都道府県が指導監査を行うこととされている指定都市等が設置する他の公立施設に対しては、当該施設とは別の部署に指導監査を担当させており、第三者性は確保できている。

根拠法令等

地方自治法施行令 174 条の 26 第1項及び 174 条の 49 の2第1項ほか

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、新潟県、山梨県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、大分県、宮崎県

○指定都市等が設置する公立保育所については、都道府県への設置の届け出はされず、設備及び運営の基準も指定都市等の条例が適用される中、監査権限だけが都道府県となっており、効率的かつ効果的な指導監

査を行える状況とは言えない。

○当県でも政令指定都市である市と、市が設置している保育所等の指導監査について調整しており、課題となっている。(現在、総務省と厚生労働省で調整中)

○設備運営基準については各指定都市等において条例が制定されており、都道府県がそれぞれ異なる基準に基づき指導監査を実施することは合理性に欠ける。

○中核市である当市の公立保育所の指導監査は、県が担っており、設置者以外による指導・助言は意味のあるものと考えている。(※市内の就学前公立施設は保育所のみ)

各府省からの第1次回答

指定都市等が設置主体である保育所に対する保育所指導監査を指定都市等が実施することについては、各都道府県及び指定都市等における保育所指導監査の実施状況や、指導監査の実施体制の実態把握を令和2年度中に行うこととし、当該実態把握の結果を踏まえて必要な検討を行ってまいりたい。

なお、「平成28年の地方からの提案等に対する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)においては、「一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務・権限(中略)については、(中略)当該権限の市町村への移譲を含めた事務処理体制等について、(中略)必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。」とされたことを受け、平成30年に全国の地方自治体に対して権限移譲の可否とその理由を調査したところ、一時預かり事業と病児保育事業の届出受理及び立入検査等の権限を市町村に移譲することについて、「可能」と回答した地方自治体は1割に満たず、多くの地方自治体から人員体制等を理由に「不可能」との回答が寄せられた点に十分留意する必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省ヒアリングにおいて、貴省から、今回の提案に係る指導監査権限は都道府県にはないという方向で整理していくとの見解が示された。

ついては、速やかに整理を行い、その結果やこれまでの経緯を都道府県等に通知し、混乱を収束させていただきたい。

また、そもそも現行規定では、今回の指導監査権限が都道府県にあると読み取れることが混乱を招いた主な要因と考えられることから、貴省の整理のとおり解釈ができるよう必要な措置を講じていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

指定都市等が設置者である公立保育所に対する指導監査を都道府県が実施するに当たっては、基準条例の制定・運用権限を有する指定都市等に対し、指導監査に必要な届出情報や基準条例の規定の解釈の照会を行うこととなり、適切かつ円滑な指導監査を実施することは困難であることから、速やかに関係法令を改正し、基準条例の制定・運用権限を有する指定都市等に指導監査権限を移譲すべきである。

なお書きにおいて、自治体の人員体制等を理由に「不可能」との回答が寄せられた点が留意事項として挙げられているが、本件は基準条例の制定・運用権限を有する指定都市等に対して都道府県が適切に指導監査を実施することは困難であるということであり、また、一定の行財政能力を有する指定都市等に係ることに対して全市町村を対象とした事例は、留意事項として適当ではないと考える。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

指定都市及び中核市が設置する保育所等の指導監督権限については、地方分権改革推進委員会第一次勧告を踏まえ、指定都市及び中核市に移譲すべきである。

【全国市長会】

権限移譲が行われた場合の第三者性の担保及び指導監査体制の確保を懸念する意見が多くの都市自治体から提出されている。提案の検討に当たっては、当該監査事務が都道府県事務として存置されてきた経緯等に留意し、具体的な制度改正のあり方やその時期などについて、関係自治体の意見を十分に踏まえることを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

指定都市・中核市が設置する保育所に対する指導監査については、都道府県にその権限はなく、指定都市・中

核市の内部管理権限に基づき行われるべきとの説明があったが、速やかに地方公共団体等へ周知いただきたい。

各府省からの第2次回答

指定都市等が設置する保育所に対する指導監査に関する取扱いについて、今般の提案を受け改めて厚生労働省及び総務省において確認を行った結果、

- ・指定都市等が設置する保育所については、児童福祉法第35条第3項に基づき一般市町村の場合には必要となる都道府県に対する届出等を行うことは求められておらず、都道府県において指定都市立・中核市立の保育所が設置されたことを関知する仕組みとなっていないこと
- ・指定都市等に所在する保育所に関する設備運営基準の策定は、当該指定都市等が行うこととされており、設備運営基準の策定と指導監査の実施は同一主体において一貫して行うことが適当と考えられること
- ・そもそも指定都市等の長は内部管理権限に基づき自己の組織に係る施設を指揮監督できることから、指定都市等が設置する保育所については、当該指定都市等の長が内部管理権限に基づき指導監査するものと整理した。

厚生労働省としては、指定都市等が設置する保育所に対する指導監査に関する取扱いについて、これまで国から各自治体にお示してきた内容の経緯を含め、今般改めて整理した上記の取扱いをできる限り速やかに都道府県及び指定都市等に周知してまいりたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

191

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

建築士法における都道府県経由事務の廃止及び一級建築士免許等事務の申請窓口等の一本化

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築士法第10条の3及び第15条の7の規定により都道府県が処理することとされている経由事務の廃止を求める。また、第5条の2に基づく住所等の届出、第8条の2に基づく死亡等の届出及び第9条第1項に基づく一級建築士の免許の取消しに関する国土交通大臣への書類の提出について、第10条の4に基づく一級建築士登録等事務と事務の主体を統一することにより、申請に係る窓口等を一本化するよう求める。

具体的な支障事例

【現行の概要】

一級建築士の免許等に係る国土交通大臣への書類提出及び届出並びに国土交通大臣からの書類交付については、都道府県が法定受託事務として経由を行うこととされているが、実際には住所等の届出、死亡等の届出及び一級建築士の免許の取消しに関する国土交通大臣への書類提出のみ都道府県が窓口を担っており、その他については、中央指定登録機関である(公社)日本建築士会連合会が国に代わって事務を行うため、その窓口についても、下部組織である各都道府県の建築士会が行っている。また、一級建築士試験の申込についても、中央指定試験機関が行わない試験にあつては都道府県を経由することとされているが、現状では全ての試験を当該機関が実施しているため、都道府県経由は生じていない。

【支障事例や将来生じうる課題】

当県は経由事務として年間400件以上の届出等を処理している。経由によって得られる情報は県として把握する必要のないものや他の手段により入手可能なものであり、経由によるメリットがないにも関わらず、提出物の整理や確認、発送等を行わなければならない、負担となっている。また、書類の提出先が内容によって都道府県と建築士会に分かれていることから、申請者にとって分かりづらい上、別々に手続を行わなければならない、利便性を欠く状況にある。特に都道府県が提出先となる届出等は、郵送の可否や国への書類の送付等に係る運用が異なっており、申請者の手続をより複雑にしているところ、結果的にその処理期間にも差異が生じているとみられる。

また、中央指定登録機関が行っている事務について、国が当該機関に代わって自ら実施する事態が生じた場合には、建築士法第10条の3に基づき都道府県が経由を行うことになるものと解釈される。これによって新たに都道府県の事務負担が増えることに加えて、当該機関が指定されて以降その経由を行っていない都道府県が、ノウハウもない中で突然事務を行うこととなると、現在の都道府県の経由事務の運用状況を鑑みても、申請者が手続を行う際に更なる混乱を招くことが懸念される。なお、この懸念事項については、一級建築士試験に係る都道府県経由事務についても該当するものと思われる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県の事務負担の軽減に資するほか、中央指定登録機関が一括して窓口業務を行うことで、申請者等の利便性向上が期待される。なお、中央指定登録機関又は中央指定試験機関が行う事務を国が行うこととなった

場合に、都道府県の経由が廃止されていても、届出等に係る方法の案内の充実や、郵送での受付拡充等の措置を講ずることで、申請者の利便性を担保することは可能と考える。

根拠法令等

建築士法第 10 条の3第1項及び第2項、第 10 条の4、第 15 条の7、第 36 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、愛知県、高知県

○当県においては、年間 250 件以上の届出等処理している。経由をする事によって、書類の整理や発送等で手間と費用負担はかかっているが、それによって得られるメリットは特に無い。また、国が中央指定登録機関または中央指定試験機関が行っている業務を自ら実施する際に、新たに多くの届出等の都道府県経由事務が発生することは、都道府県の大きな事務負担になるだけでなく、申請者の混乱を招く恐れがあり、懸念されるものである。

各府省からの第 1 次回答

<建築士法第 10 条の3及び第 15 条の7に規定する都道府県知事経由事務について>
 実際の事務処理状況、他の都道府県等の意見等を踏まえて廃止による支障がないことが確認できれば、廃止する方向で検討する。
 <建築士法第5条の2に規定する住所等の届出、同法第8条の2に規定する死亡等の届出及び同法第9条第1項第1号に規定する取消しに係る申請に係る窓口と同法第 10 条の4に規定する一級建築士登録等事務に係る窓口を一本化することについて>
 建築士法第 10 条の3に規定する一級建築士免許等事務に係る都道府県知事経由事務を廃止した場合、同法第5条の2に規定する住所等の届出等は国土交通大臣宛てに行うこととなるが、これらの届出等については免許の取消し等に係る事項であることから、国において処理されるべき事務であり、中央指定登録機関に処理させることは適当ではなく、窓口を一本化することは困難である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

<都道府県知事経由事務について>
 他の都道府県における実際の事務処理状況、意見等も踏まえて、早期の廃止に向けて積極的な検討を進められるよう希望する。
 <窓口を一本化することについて>
 建築士法第 10 条の3に規定する都道府県知事経由事務を廃止した場合、一級建築士免許等に関する届出等は、国土交通大臣に対して提出するものと中央指定登録機関に対して提出するものがなお併存することとなる。提案内容記載のとおり、書類の提出先が内容によって分かれることは、申請者等にとって分かりづらい上、別々に手続を行わなければならない、利便性を欠くものとする。
 免許の取消し等、現行制度において国土交通大臣が行っている事務自体は中央指定登録機関に処理させることが困難としても、書類の提出の窓口だけでも中央指定登録機関に一本化することができるのであれば、申請者の利便性を担保することが出来ると考えられる(例えば当県では、当該機関の窓口を担っている建築士会に受付業務を委託し、運用により申請窓口を一本化している)ため、経由事務の廃止と併せて積極的な検討を希望する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 経由事務廃止に伴う各都道府県や申請者等における支障の有無等を必要最小限度で早急に確認した上で、提案を実現する方向で検討いただきたい。
- 免許の取消し等の事務を国において処理する場合であっても、窓口業務は中央指定登録機関に行わせることができるのではないか。関係機関の意見を踏まえつつ、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

< 建築士法第10条の3及び第15条の7に規定する都道府県知事経由事務について >
地方分権一括法により建築士法等の改正を行い、建築士法第10条の3及び第15条の7に規定する都道府県知事経由事務について廃止することとしたい。

< 建築士法第5条の2に規定する住所等の届出、同法第8条の2に規定する死亡等の届出及び同法第9条第1項第1号に規定する取消しに係る申請に係る窓口と同法第10条の4に規定する一級建築士登録等事務に係る窓口を一本化することについて >
建築士法第5条の2に規定する住所等の届出等については、免許の取消し等に係る事項であることから、国において処理されるべき事務であり、中央指定登録機関に処理させることは適当ではなく、法令に基づき中央指定登録機関に対して届出書等を提出させることは困難であるが、届出等を行う者の利便性を鑑み、運用において中央指定登録機関における一級建築士登録等事務に係る窓口との一本化を行うこととする。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号

132

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

家畜伝染病に係るワクチン接種を家畜防疫員以外の民間獣医師でも実施可能とすること

提案団体

長野県、宮城県、千葉県、山梨県、岐阜県、静岡県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

家畜伝染病予防法(以下「法」という)第6条に規定される特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するための家畜の注射、薬浴又は投薬(以下「ワクチン接種」という。)について、家畜防疫員以外の民間獣医師による実施を可能とすること。

具体的な支障事例

平成30年9月に国内で26年ぶりに豚熱が発生したことを受け、令和元年10月に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(以下、「防疫指針」という。)が改正され、豚熱の感染リスクが高い地域への法第6条の第1項による予防的ワクチンの接種が始まった。本県においても、令和元年10月の初回接種以降、毎月約8千頭にワクチン接種を実施している。

この豚熱のワクチン接種については、同法の規定により、都道府県の職員で獣医師である家畜防疫員が実施することとされている。また、ワクチン接種の対象家畜は、防疫指針において、接種区域内で飼養されている全ての豚等とされ、繁殖豚等は6か月間隔で、肥育豚(肉豚)等は子豚期に1回接種することとされており各農場で定期的に接種が必要となる。また、ワクチン接種による免疫効果を各農場で6か月毎に30頭以上を抽出採血し判定することが規定されている。

こうした豚熱のワクチン接種は、長期的かつ継続的な取組が求められており、本県では家畜保健衛生所職員の新たな業務として負担が増大し、他の家畜衛生業務に支障を来している。そのため本県では、民間獣医師を県職員として臨時的に任用し、家畜防疫員に任命して対応しているが、それだけでは人員の確保が困難であるとともに、当該職員の報酬については全額県が負担しなければならなくなっている。

昨今では、アフリカ豚熱の国内流入への懸念が高まっているところ。それらの疾病に家畜防疫員が適切に対処できる体制を維持するためにも、豚熱等のワクチン接種について家畜防疫員以外の民間獣医師による実施を可能とする必要性は高い。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するためのワクチン接種については、法第50条により都道府県知事がワクチン使用の許可をしたうえで、家畜防疫員以外の民間獣医師による実施を可能とすることにより、ワクチン接種が円滑かつ効率的に実施されるようになり、もって家畜の伝染性疾患の発生を予防し、畜産の振興に資することができる。

根拠法令等

家畜伝染病予防法第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森県、秋田県、福島県、茨城県、群馬県、前橋市、新潟県、南知多町、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、高知県、宮崎県

○CSF ワクチン接種業務について、初回接種後、追加接種を実施しており、当面の間、接種業務は継続する見込みである。当県は、産業動物分野の獣医師の絶対数が不足し、今後の常勤県職員（獣医師）の増員は困難という状況にある。当提案によって、家畜保健衛生所の業務負担が軽減され、さらに安定的かつ迅速なワクチン接種体制の構築が可能となると考える。

○CSF の予防的ワクチン接種は、家畜伝染病予防法第6条第1項の規定により、家畜防疫員が接種することとされているため、接種は都道府県の獣医師に限定されている。野生いのしし感染の収束が見えない中、養豚農家は接種を継続していかなければならず、民間獣医師がワクチン接種を対応することにより、CSF ワクチンの円滑かつ効率的なワクチン接種が可能となる。

○当県では、家畜伝染病発生時に、防疫協定を締結している NOSAI 獣医師を県職員として臨時的に任用し、家畜防疫員として防疫作業に従事してもらうこととしており、豚熱発生時の緊急的なワクチン接種についても同様に従事してもらう予定である。しかしながら、豚熱ワクチンは長期的且つ定期的に接種が必要となり、当県の飼養頭数から試算すると、毎月 14 万頭の接種業務の負担増が想定される。このような接種業務は、家畜保健衛生所職員に長期にわたり多大な負担が掛かるだけでなく、万が一、ASF、FMD、HPAI 等が発生した際は、家畜防疫員の対応が必要となるため、豚熱ワクチンに人員が回せず、ワクチン接種が滞る可能性もある。NOSAI 獣医師においても通常の業務が行われる中、従事できる人員は十分確保できない可能性が高い。

○家畜防疫員に限定されたワクチン接種体制では、人員に限りがあり、家畜保健衛生所の業務負担が増加している。都道府県によるワクチン管理のもと、家畜防疫員以外の民間獣医師等、幅広く接種を可能とする制度となれば、効率的かつ的確なワクチン接種が可能となる。

各府省からの第 1 次回答

豚熱ワクチンの接種については、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にすることから、発生拡大の防止や清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。

このため、予防的な豚熱ワクチンの接種は原則行わないこととし、野生いのししにおける豚熱感染が継続的に確認される場合等、飼養衛生管理の徹底のみによっては豚等における感染の防止が困難と認められる場合に限り、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第6条第1項に基づく都道府県知事による予防的ワクチン接種命令の実施を認めているところであり（法第3条の2第1項の規定により農林水産大臣が作成した豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針）、また、法第60条第1項において、当該接種に要する費用に関しても、国の負担を規定しているところ。

このように、例外的に認めている豚熱ワクチンの接種については、防疫上接種区域の全ての豚飼養施設において実施する必要があるところ、その確実な接種を担保するため、法第6条に基づく都道府県知事による接種命令として実施し、注射等の主体についても都道府県知事の指揮監督下にある都道府県職員である家畜防疫員に限定しているものである。

一方、都道府県知事が民間獣医師を常勤・非常勤を問わず都道府県職員として任用した上で家畜防疫員に任命することは妨げられるものではないことから、御提案においては民間獣医師の任命に関する支障が明確でなく、その支障について具体的かつ網羅的にご教示いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

確実なワクチン接種は、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第7条によりワクチン接種が行われた豚に付された標識や、国と協議したワクチン接種プログラムに基づき、法第50条により都道府県によるワクチンの過不足ない使用許可及び適切なワクチン出納管理（持ち出し数量、使用数量、空き瓶の確認等）によって担保されると考える。

ワクチン接種は、必ずしも公務員である必要はなく、委託契約によって都道府県知事の監督下におかれた委託を受けた獣医師でも可能であると考えている。また、獣医師に係る専門性は、獣医師免許によって担保されているため、技術的にも問題なく、ワクチン接種を実施することができる。

加えて、民間獣医師が、次の理由から、県職員としての任用を断る場合もあり、県の常勤職員である家畜防疫員の負担が増大している。

- ・畜産コンサル会社等の民間企業等に勤務する獣医師が、勤務先の規則により兼業が認められない

- ・勤務している企業の規則により、個人宛の給与を県から受け取ることができない
- ・ワクチン接種が平日の場合、県職員として勤務するため、勤務先の休暇を取る必要がある
- ・政治的行為の禁止等の都道府県職員に適用される服務規程に同意いただけない
- ・収入や家族の状況等、個人情報に関わる書類を提出することに抵抗がある
- ・確定申告が必要となる場合に申告手続きが負担である

よって、ワクチン接種の円滑かつ効率的な実施と、他の家畜保健衛生業務の対応の充実をはかるために、家畜防疫員以外の民間獣医師によるワクチン接種を可能としていただきたい。

なお、法第60条第1項第3号で、手当の二分の一が負担される「雇入れた獣医師」には、家畜防疫員として任用した民間獣医師は含まれていないため、現状、その費用については、県が全額負担している。今後も接種が継続的に行われる中で、財政上の負担となっていることから、ワクチン接種を行う民間獣医師にかかる費用について、国が負担することも検討いただきたい。

(参考: 本県家畜保健衛生所の状況)

ワクチン接種により、家畜防疫員の業務量は従来と比較して2割程度増加している。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】

養豚農場の管理獣医師を始め多くの民間獣医師は法人に所属しているため、所属法人の規約により都道府県の職員になることが困難または不可能。

県職員の報酬は個人払いが原則。

勤務時間内の業務として対応できず、休暇扱いになり、欠勤となる。

市役所等の獣医師は任命不可能。

家畜防疫員にかかる人件費は全て都府県が負担。

接種獣医師の確保、ワクチン管理、免疫付与検査は都府県が行っているもので、無計画、無秩序な接種にはならない。

国内の約半数の都府県が接種対象地域と認められており、例外的な接種と考えにくい。

【岡山県】

民間獣医師を県職員として任用した上で、家畜防疫員に任命することにより、接種業務及び通常業務の継続は可能であるが、県職員として任用する際の財源確保に支障が生じる事から、人件費補助を検討してほしい。家畜伝染病予防法第6条による命令によるワクチン接種については人件費も含めて国の負担対象と考える。

【前橋市】

養豚農場の管理獣医師を始め多くの民間獣医師は法人に所属しているため、所属法人の規約により都道府県の職員になることが困難または不可能とのことであり、万が一に備える体制は必要。

市役所の獣医師は任命不可能。

国内の約半数の都府県が接種対象地域と認められており、例外的な接種と考えにくい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

ワクチン接種の実施は家畜防疫員に限定されているが、今後、継続的に接種を行うにあたり、都道府県の管理下での民間獣医師による接種を認めるなど、持続可能な接種体制とすべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○確実なワクチン接種の担保については、都道府県知事の指揮監督下にある家畜防疫員に限らず、民間獣医師に委託した場合でも、契約等に条件を付すことなどにより、可能ではないか。

住民の権利義務に関わる業務について事実行為を委託している例や、民間医師へ行政調査やヒトの予防接種を委託している例も踏まえて検討いただきたい。

○民間獣医師を会計年度任用職員として任用することについて、都道府県において支障が生じていることを真摯に受け止め、提案の実現に向けて検討し、見直しの方向性を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

提案事項に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、各都府県の家畜衛生担当部局に対し、アンケートを行い、その結果を踏まえて検討することとした。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

231

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

市町村がん検診(集団乳がんマンモグラフィ検診)における医師の立会い不要化

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、西脇市、川西市、三田市、たつの市、神河町、佐用町、新温泉町、和歌山県、鳥取県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

日本人の体型に合い、痛みのない装置の開発を医療機器メーカー等に求める一方、検診受診中に受診者が急に体調を崩すなどの緊急時に、地元医師会等と連携して医師に確認できる連絡体制が十分担保されている場合には、市町村が実施する集団乳がんマンモグラフィ検診についても胸部X線撮影と同様、医師の立会いがなくても実施できるようにすること。

具体的な支障事例

【現状】

健康増進法により市町村はがん検診の実施に努めるものとされている。また、第3期がん対策推進基本計画(平成30年3月9日閣議決定)において、がん検診受診率の目標値は50%とされているが、H30乳がん検診の受診率は本県内平均17.7%である。

平成26年に診療放射線技師法が改正され、病院・診療所以外で行う肺がん検診は胸部X線撮影のみを行う場合に限り、医師又は歯科医師の立会いがなくても実施が可能となった。

集団乳がんマンモグラフィ検診は、平成28年から視診、触診は推奨しないと変更されたが、医師の立ち会いは従来どおり必要となっている。

【支障】

集団乳がんマンモグラフィ検診前に行う受診者への説明および問診は看護師が対応しており、医師が立会わなくても実施可能であるにもかかわらず、診療放射線技師法上、乳がんマンモグラフィ検診は医師の立会いがなければ実施できない。

郡部においては医師不足等により立会い医師の確保が難しく、立会い医師への報酬も高額であるため、検診実施の支障となっている。

マンモグラフィ検診時、乳房に痛みを感じた受診者は、二度と受診しないケースがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

医師の立会いが不要となれば、検診回数を増やすことが可能となり、がん検診の受診率向上に寄与し、がんの早期発見・早期治療につながる。

根拠法令等

診療放射線技師法第26条第2項第2号、健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第6号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、秋田市、新潟市、長野県、名古屋市、松江市、高松市、高知県、福岡県、香川県、宮崎市

○集団乳がんマンモグラフィ検診における医師の立ち会いは現実的ではなく、地元医師会等と連携して医師との連絡体制が十分担保されている場合には、市町村が実施する集団乳がんマンモグラフィ検診についても胸部X線撮影と同様、医師の立ち会いがなくても実施できるよう明文化していただきたい。

○乳がん検診のマンモグラフィ装置を設置している医療機関に限られるため、マンモグラフィ検診車による巡回集団検診を実施しているが、従事者の確保が難しいという理由で検診事業者の調整が毎年難航している。また、事業者から、医師の報酬が高額であるため、受託料金を高くせざるを得ないといった声を聞いており、集団による乳がん検診実施の支障となっている。

○集団乳がんマンモグラフィ検診については、マンモグラフィ読影等のできる医師が少なく、医師の確保が困難な状況の中で、国の定める目標値を目指し、受診率向上を図るためにも、医師の立ち会いを廃止し、診療放射線技師のみの撮影可能とすべきである。

○当市の令和元年度の乳がん検診受診率は12.7%と低い受診率である。乳がん施設検診の受託医療機関は8医療機関と他のがん検診の受託医療機関よりも少ないため、集団検診で対応する必要がある。

診療放射線技師法上、乳がんマンモグラフィ検診は医師の立ち会いがなければ実施できないが、医師の確保が難しいため集団検診の機会を増やすことができない。このため住民が受診を希望しても予約が取れず、受診ができないという状況が発生している。

各府省からの第1次回答

診療放射線技師が医師の立ち会いを伴わずに集団乳がんマンモグラフィ検診を実施することについては、平成25年度厚生労働省特別研究事業における調査研究や、「医師の働き方改革を進めるためのタスクシフト/シェアの推進に関する検討会」において、医学的・専門的見地から、

- ・具体的なニーズの有無を明らかにすべき

- ・検診の実施に必要な手技等を評価した上で、安全を担保するために必要な体制整備も含めて検討すべき

といった意見が示されている。

これらを踏まえ、関係者の意見を聞きつつ、対応の可否について検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県の郡部では、マンモグラフィ検診可能な医療機関が近隣にもなく、個別検診の実施は困難な状況にあり、集団検診を実施する必要がある。

集団検診の立ち会い医師は、地元で医師がおらず地元以外の医師に依頼せざるを得ないため、医師の確保に苦慮している。医師を確保しても、遠方から来場するため拘束時間も長時間となる等、医師の負担は大きく、報酬費も高額となり、自ずと実施回数も制限される。

医師の立ち会いを不要化すると医師の負担軽減とともに、がん検診実施主体である市町村は、医師の都合によらず、乳がん集団検診の日程設定が可能となり、県民の乳がん検診受診機会増加に寄与することで、がんの早期発見、早期治療に繋がる。

このように、集団検診に頼らざるを得ない市町村のニーズは特に大きいと考えている。

国の「医師の働き方改革を進めるためのタスクシフト/シェアの推進に関する検討会」資料によると、医師の立ち会いを伴わずに診療放射線技師が集団乳がんマンモグラフィ検診を包括指示での撮影を実施することについて、日本医学放射線学会や日本医師会は明確に反対しておらず、日本診療放射線技師会は推進可能としている。また、医師の立ち会い不要に伴う安全性の担保については、日本診療放射線技師会から具体的な提案もなされている。

安全性を担保するために、乳房撮影時の医行為に関連する手技等の評価が必要であるならば、速やかにその評価を行っていただきたい。

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正（H28）により、乳がん検診で視触診が推奨されなくなっていることも考慮いただき、市町村の現場でのニーズや医師の働き方改革の推進等を踏まえて、医師の立ち会い不要化に向けて速やかに制度改正いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【秋田県】

新型コロナウイルスにより、受診機会に影響が及ぶ期間の長期化が想定されることから、速やかな検討をお願い

いしたい。

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○政府としてがん検診受診率向上を目指している中、本提案は受診率向上に寄与するものであることから、前向きに検討いただきたい。

○検討に係るスケジュールについて、具体的に示していただきたい。

各府省からの第2次回答

診療放射線技師が医師の立ち会いを伴わずに集団乳がんマンモグラフィ検診を実施することについては、平成25年度厚生労働省特別研究事業における調査研究や、「医師の働き方改革を進めるためのタスクシフト/シェアの推進に関する検討会」において、医学的・専門的見地から、

・具体的なニーズの有無を明らかにすべき

・検診の実施に必要な手技等を評価した上で、安全を担保するために必要な体制整備も含めて検討すべきといった意見が示されている。

これらを踏まえ、現在、関係者の意見を聞いているところであり、必要に応じてニーズや実態に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、対応の可否について検討を進めてまいりたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

241

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

雇用・労働

提案事項(事項名)

地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の適用

提案団体

寝屋川市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

企業職員等を除く地方公務員に関しては、労働基準法の「フレックスタイム制」や「1年単位の変形労働時間制」の適用が除外されているが、働き方改革の一環として、教職員については令和2年度から「1年単位の変形労働時間制」が適用される。

また、国の働き方改革の取組の一環として、平成31年4月から「フレックスタイム制」の清算期間が1か月から3か月に延長された。

これらの法改正の趣旨を踏まえ、地方公務員に関しても、条例で定めることなどにより1か月を超え1年以内の期間で勤務時間を割り振ることができるよう地方公務員法等を整備していただきたい。

具体的な支障事例

現行の法律によると、企業職員等を除く地方公務員に関しては、労働基準法の「フレックスタイム制」(第32条の3)、「1年単位の変形労働時間制」(第32条の4)の規定が適用除外とされている(地方公務員法第58条第3項本文)ため、「1か月単位の変形労働時間制」(労働基準法第32条の2)によるフレックスタイム制しか運用できない。

このような制度の下では、1か月単位での業務の繁閑には対応できても、複数月にわたる業務の繁閑には対応できず、業務繁忙時期等による時間外勤務の平準化の効果が限定的である。

【支障事例】

当市では、「1か月単位の変形労働時間制」によるフレックスタイム制を導入し、1か月の期間で日々の業務の繁閑を調整しているが、複数月にわたり業務の繁閑がある場合、どうしても時間外勤務が多く発生する月が生じることになり、業務量に応じた柔軟な働き方が十分できていない。

内部管理業務においては、出納整理事務や条例等の例規審査事務などがあるが、期間ごとの繁閑の差が著しく、1人あたりの時間外勤務時間でみると1か月に約30～55時間の差が生じ、効率的な行財政運営の支障になっている。

窓口業務においては、住民異動事務、国民健康保険事務、福祉・子育て関連の手当支給事務などがあるが、職員の勤務時間と市民サービスへの影響の相関性が高く、職員の勤務時間が固定化されすぎると、出勤状況によっては市民の窓口の待ち時間が長くなるなど、市民サービスへの支障が生じる可能性がある。

【現行制度による対応】

機構改革による業務配分の見直し、人事異動による人員配置の見直しを行ってはいるが、限られた人的財源を効果的に活用する観点から、繁忙期の業務量を基本として人員配置することはできない。

【解消策】

地方公務員の勤務時間について、3か月単位で清算できれば、より一層の業務量の平準化が見込まれ、時間外勤務の縮減及び効率的な働き方につながる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「職員一人ひとりが、自分のライフスタイルに合わせた働き方を選択でき、ゆとりをもって、かつ効率的に勤務できる」ようにするとともに、「実際の業務量に合わせた勤務時間を設定できる」ようにすることで、地方公務員の働き方改革の更なる推進を図ることができる。

根拠法令等

地方公務員法第 58 条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

須賀川市、松山市

○当県では、フレックスタイム制度の導入を検討している段階であり、本提案のとおり1か月を超え1年以内で勤務時間を割り振ることが可能となれば、複数月にわたる業務の平準化が期待できることから、時間外勤務の縮減等の観点から望ましいと考える。

○当市でも複数月にわたり業務の繁閑がある場合、現在の疑似的なフレックスタイム制の運用では、時間外勤務が多く発生する月が生じることになり、業務量に応じた柔軟な働き方が十分にできているとはいえない。業務の実態に合わせた勤務時間を設定することで、時間外勤務の縮減及び効率的な働き方につなげることができる。と考える。

各府省からの第1次回答

労働基準法は、週 40 時間・1日8時間を上限とする労働時間を基本と定め、例外的に、特定の要件と手続きの下で労働時間の弾力化を認めている。

地方公務員の勤務時間制度は、労働基準法の規定を原則として適用することとしつつ、公務特有の要請に応えるため、国家公務員の勤務時間制度との権衡を考慮しながら、必要な限りにおいて労働基準法の適用を除外する法制を採用している。

①民間のフレックスタイム制については、始業及び終業時刻の決定を労働者が行う制度であって、公務特有の要請に応えることができないこと、②1年単位の変形労働時間制については、他律的な要因による影響を大きく受ける公務一般において、相当長期(※)における業務の繁閑を見通してすべての勤務日及び勤務時間を確定することは、困難であると考えられることなどから、それぞれの適用を除外している。

※ 公務における勤務時間の変形期間については、国家公務員の行う「公務におけるフレックスタイム制」は4週間以内、地方公務員に適用される「1箇月の変形労働時間制」は1箇月以内を限度としている。

地方公務員における働き方改革の実現に際しては、本来的な労働時間制をできる限り保障することを基本として、業務そのものの縮減・効率化など、任命権者による措置と相まって進めることが重要であると考えている。以上から、地方公務員における変形労働時間制のあり方については、現行の適用関係(1箇月単位の変形労働時間制及び公務におけるフレックスタイム制のみ適用)が適当と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

市では、一定の時期に集中して処理しなければならない業務が多く存在しており、“業務の断捨離”やデジタル技術の活用等による業務の効率化を進めることはもとより、併せて、月を跨いだ勤務時間の調整を行うことができれば、超過勤務が一層に縮減することは 想像に難くない。

地方公務員の勤務時間等については、労働基準法に違反しないことを前提に、国家公務員の勤務時間等に関する制度との権衡にも考慮を払うなかで、『条例で定める』こととされている。そうであるなら、地方公共団体が、自らの判断と責任において、条例で定めることにより、国家公務員のフレックスタイム制の仕組みを基礎としつつ、これを更に進めて、複数の月(例えば、3か月)を単位とする“公務におけるフレックスタイム制”を実施できるよう、労働基準法の適用につき措置を行うことは、正に地方分権の趣旨に適合する と考えられる。

そこで、具体的な措置として、国家公務員のフレックスタイム制の仕組み[「職員の申告を考慮して、公務の運営に支障がない範囲内において、当該職員の勤務時間を割り振る」仕組み]を基礎として、条例で定めることにより、企業職員及び単純労務職員以外の地方公務員にも、1年単位の変形労働時間制を適用できるようにすること、を求めるものである。また、回答欄(各府省)記載の指摘については、「労働基準法第 32 条の4第1項第4号及び第5号並びに第2項から第4項までの規定については、適用しない」ものとすれば、災害時など、公務の運営

に著しい支障が生じる場合には、勤務時間の割振りを変更することも可能となり、“公務特有の要請”にも応えることができる と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、時間外勤務の縮減や効率的な働き方が期待される一方で、市民サービスへの影響を懸念する意見も寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○地方公務員に係る業務の実態等を把握し、1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の導入に関する需要や必要性を精査すべきではないか。その上で、地方公務員独自の需要や必要性が認められるのであれば、国家公務員に先んじて導入すべきではないか。

○第1次回答においては、「1年単位の変形労働時間制については、相当長期における業務の繁閑を見通すことは困難であると考えられることなどから、適用を除外している」とされているが、例えば3か月間であれば、業務の繁閑を見通すことは可能ではないか。

各府省からの第2次回答

地方公務員における変形労働時間制については、法制上直接適用される労働基準法（＝民間法制）を基本としつつ、同じく公務に従事する者としての権衡の観点から、国家公務員制度に導入されている4週間までを単位期間とする「公務におけるフレックスタイム制」と同様の取扱いとするため、1ヶ月単位に限定された制度枠組みを採用しているところ。

1年単位の変形労働時間制については、労働基準法において、労働者保護の観点から、1週間・1ヶ月ごとに配分できる労働時間の上限が設けられているとともに、事前に労働時間を特定させた上でその後は任意に変更できないものとなっており、この考え方は（地方公務員として同様の法適用関係にある）公立学校の教員における制度改正（令和3年4月施行）においても同様となっている。

その上で地方公務員における変形労働時間の期間を1ヶ月単位からさらに長期間に設定すること（例えば3ヶ月間）については、以下の論点を検証した上での制度化検討が重要と考える。

（ア）労働者保護の観点から、「法定の勤務時間のシフト」という本来的な目的を超えて職員の時間外勤務が結果として固定化することのないような制度枠組み及び運用を担保すること

（イ）公務の他律性及び同じく公務に従事する国家公務員の制度を勘案しつつ、例えば3ヶ月の期間において業務の繁閑を予見して勤務時間の割り振りを設定し、時間外勤務の有効な抑制を図るとともに住民サービス低下を招かない公務運営を行うこと

これらの検証については、自治体における業務実態の丁寧な把握が必要であり、まずは提案団体と類似の規模の自治体に対するサンプル的な調査に着手しているところ（職員の勤務実態や時期の繁閑状況、現行の公務フレックスタイム制の活用の有無及び課題認識など）。

総務省としては、自治体における具体的な課題・状況を踏まえながら、制度の在り方について引き続き検討してまいりたい。

なお、公立学校教員については、日々の業務や勤務時間の縮減とともに、長期休業期間等において休日を集中して確保することで教員のリフレッシュの時間を確保し、効果的な教育活動を行うこと等を目的として、1年単位の変形労働時間制が導入されたものと承知している。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

211

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護法に基づく指定医療機関の変更届の一部省略化

提案団体

群馬県、福島県、茨城県、栃木県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護法に基づく指定医療機関の変更届について、告示対象以外の変更時には、変更届を省略できるようにする。

【告示対象】名称及び住所地の変更

具体的な支障事例

- ・処理に多大な事務手間が掛かっている。
- ・特に、管理者変更の届出が未提出である医療機関への提出依頼や記載漏れの照会(管理者の生年月日・住所の漏れ)が多数。チェーン薬局は管理者の変更が年数回あることも珍しくなく、届出の提出側も事務手間が生じている。
- ・管理者の変更については、厚生労働省が行っている保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第8条に基づく「保険医療機関の指定の変更」で十分である(県は、厚生労働省から管理者変更等に関する情報提供を受けている)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県及び事業者の事務負担を軽減できる。

根拠法令等

生活保護法第50条の2

生活保護法施行規則第14条、第14条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県、千葉県、船橋市、川崎市、新潟市、高岡市、加賀市、福井市、長野県、上田市、浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、半田市、豊田市、京都市、兵庫県、鳥取県、山口県、高知県、久留米市、熊本市

○同法人内で管理者の変更があった場合、医療機関ごとの変更届が必要となり、医療機関の事務的負担がある。また、管理者に関してはシステムへの登録を行っておらず、書類上の決裁にとどまっており、告示のない変更届については提出不要としたとしても事務手続き上の支障はない。

※H31年度に提出のあった変更届76件のうち、告示の無い変更届は47件。

○管理者変更の届出が未提出の医療機関は少なくないため、その提出依頼に多大な事務を要しており、また、チェーン薬局等複数の医療機関を抱える法人については、管理者変更の度に複数枚の変更届を提出する必要があることから、このことについて省略可能となれば都道府県等と事務および指定医療機関の負担を軽減できる。

○処理に多大な事務手間が掛かっている。・チェーン薬局は管理者の変更が年数回あることも珍しくなく、届出の提出側も事務手間が生じている。

○同様に市、医療機関ともに事務処理が負担となっている。

○医療機関等の法人代表者名のみ、管理薬剤師等のみの変更等、処理が膨大であり、苦慮している。

○省略できることで自治体の事務負担が軽減できる。また、事業所からも生活保護法の届出が漏れることもあり、事務の負担となっている。

【参考】

令和元年度に当県の指定医療機関からの変更届 125 件の内、66 件が告示対象以外

○管理者の変更届出が未提出である医療機関を把握すること、記載漏れの対応をすることに手間がかかっている。

各府省からの第 1 次回答

本提案において省略を求められている項目には、都道府県知事の行う指定取消事務に必要な情報も含まれていることから、指定取消の事務に支障が生じないよう届出事項の整理をした上で、都道府県の事務負担の軽減となるような地方厚生局と都道府県との情報共有の在り方を検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

指定取消事務に必要な情報との回答だが、指定医療機関取消の事務を行うことは極めて希であり、今後、取消事務を行うことがあった場合でも、その都度、各地方厚生局等の関係機関へ確認することで足りると理解している。

取消事務を行うために、告示対象外となっている変更事項に係る変更届の提出を求める事務手間より、変更届を省略し、取消事務が生じた際に、その都度確認をする方が事務手間が、格段に少ない。情報共有の在り方の検討ではなく、届出の省略化を要望する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国市長会】

生活保護法に基づく指定医療機関の変更届出については、経由事務による事務負担が生じているとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○指定取消事務に必要な情報であっても、都道府県等の事務負担軽減の観点から、地方厚生局から都道府県等へ情報共有すれば、届出を省略できるのではないかと。

○指定取消事務等に係る実態を必要最小限度で早急に確認し、2次ヒアリングでは一定の具体的な方向性を示していただきたい。

各府省からの第 2 次回答

指定医療機関の管理者の氏名等は、指定医療機関としての欠格事由への該当の有無を確認するための管理者等の特定に必要な情報である。一方、変更届の提出を求める手続の在り方については、都道府県の事務負担の軽減となるよう、現行の取扱いを確認した上で、地方厚生局と都道府県との情報共有の在り方を検討し、必要な見直しを行う。